

補装具交付等品目一覧 (原則、費用の1割が利用者負担になります。)

		交付等対象障害名	交付等対象等級	必要書類	備考
装 具		肢体不自由全般	制限なし	(処方箋・意見書)	
盲人安全杖		視 覚	制限なし		
眼 鏡		視 覚	制限なし		
義 眼		視 覚	制限なし		
歩 行 器		下肢全般又は体幹	制限なし		
歩 行 補 助 つ え		下肢全般又は体幹	制限なし		一本杖は除く
補 聴 器	ポケット型	聴 覚	重度2～3級	意見書	
	耳掛け型				
	耳あな型		高度4～6級		
	骨導型				
座位保持装置		四肢又は体幹	制限なし	処方箋・意見書	
車 椅	オーダーメイド	下肢又は体幹等	おおむね 1～3級	処方箋・意見書	心臓・呼吸器機能障害により、日常的に車いすが必要な者も対象
	レディメイド			3級は意見書	
	リクライニング式 リフト付き車椅子			医学的にみて必要という 意見書・処方箋	
子	電 動	重度の下肢機能障害者・児であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。呼吸器・心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者	処方箋・意見書 調査票 住居付近の地図 参考書類	更生相談所に来所し、医学的判断と試乗が必要原則として学齢児以上(小学校高学年以上)	
義 足		下 肢	制限なし	処方箋・意見書	
義 手		上 肢	制限なし	処方箋・意見書	
重度障害者用 意思伝達装置		両上下肢機能全廃及び 言語機能を喪失した者(児)		意見書 (当該装置が必要と認める障害の状況、および入力方法、入力装置の種類などを具体的に明記したもの)	コミュニケーション手段として必要があると認められる者 原則として学齢児以上 必要に応じて、来所(訪問)で判定することもある

※次の6品目については、平成18年10月から日常生活用具へ移行されました。

「点字器」「頭部保護帽」「人工喉頭」「歩行補助つえ(一本杖のみ)」「尿管器」「ストマ用装具」

※「色めがね」は、平成18年10月から廃止されました。